

厚生労働省「9月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」

以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものとあります。

施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要となり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、緊急事態措置区域として東京都が追加されるとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、8月末までとしている現在の助成内容を9月末まで継続することとする予定となっています(別紙)。

10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中に改めてお知らせがあります。

別紙

参考1 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

参考2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月~金 8:30~20:00/土日祝 8:30~17:15

↑ こちらのページを開くとチャット※(対話機能)を活用して案内していただけるようになって

います。

※ 総務省「チャットの仕組み」

掲載ページ

2021年7月9日